

「身体障がい者等はり・きゅう・マッサージ券給付事業」を創設

■ 事業の目的

- ・身体障がい者及び介護保険の要支援・要介護認定者の機能低下予防を図る
- ・視覚障がい者の施術師の治療院で行う「はり・きゅう・マッサージ等」について、施術費の一部を助成し利用を促進
- ・視覚障がい者の継続的な就業及び経済的自立を推進する

■ 事業の概要

健康保険適用外のはり、きゅう、マッサージ、あん摩、指圧の施術を受ける時、その料金の一部を助成券で支給する。

1 対象者（約6,600人）

- ・身体障がい者手帳の所持者で肢体障害1級～6級に該当者 約2,000人
- ・介護保険の要支援・要介護認定者 約4,600人

※ただし、入院中や施設入所中の方は対象外とする。

2 助成額及び交付枚数

- ・助成額2,000円/枚（交付枚数2枚まで：上半期1枚、下半期1枚）

3 利用方法

市が指定した治療院で、施術1回につき1枚利用できる。

4 手続・配布方法

- ・初回 障がい者福祉課及び各支所市民福祉健康課で申請手続き後交付する。
- ・2年目以降は、自動更新となり年度末に次年度分の利用券（2枚）を送付する。

5 利用できる治療院

視覚障がい者が開設している市内3治療院（金子治療室・大木治療院・秋葉治療院）

☆平成31年度予算額 2,376千円【市費】

平成31年度の拡充事業

■ 在宅重症心身障がい児の家族に対するレスパイトケア事業

医療的ケアを必要とする超重症心身障がい児に加え、重症心身障がい児まで対象範囲を拡大し、在宅で介護する家族の精神的、身体的負担の軽減を図る。

☆平成31年度予算額 1,290千円（県645千円、市645千円）

■ 障害者コミュニケーション支援事業

「加須市ともに生きる手話言語条例」に基づき、更なる手話の普及と理解促進を図るために、これまでの手話奉仕員養成講座、手話通訳者養成講座に加え、登録手話通訳者を目指す方のフォローアップ講座を開設する。

☆平成31年度予算額 5,730千円

（国2,865千円〈1/2〉以内、県1,432千円〈1/4〉以内、市1,433千円〈1/4〉以上）